

徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務  
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、一時保護施設整備基本計画策定業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式で業者を募集及び選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務

(2) 業務の目的

改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、一時保護施設の設備や運営に関して初めてとなる国の基準が令和6年4月に施行されたこと、及び近年一時保護を要する児童が増加傾向にあることから、一時保護施設に入所する児童の環境改善と受入体制の強化を図るため、徳島県中央こども女性相談センターに設置している一時保護施設を移転することとし、その新たな一時保護施設の整備に向けた調査等を行い、その成果を基本計画としてとりまとめる。

(3) 内容

別紙「徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

(5) 見積上限額

金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること。

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4 参加資格

参加資格を有する者は、本事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であって、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 本募集要項公表の日から本事業の契約の締結日までの間に徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は進行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと思われらる者でないこと。
- (10) 国・地方公共団体等において、公共施設等建設の整備計画及び設計業務等の契約実績を有する者であること。

## 5 現地説明会の開催

本事業の実施に際し、現地説明会を開催する。

- (1) 開催日時  
令和7年9月17日（水）午後3時（30分程度）
- (2) 開催場所  
徳島県中央こども女性相談センター  
（徳島市昭和町5丁目5-1）
- (3) 内容
  - ア 事業概要の説明
  - イ 現地案内
  - ウ その他
- (4) 参加申込方法

参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第1号）を電子メールにて、令和7年9月17日（水）正午までに事務局に提出すること。電子メールの件名（題名）は必ず「【説明会参加】徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務」とすること。また、提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

<申込先>

E-mail : kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

TEL : 088-621-2715 (担当 : 原、谷本)

(5) その他

ア 説明会の参加は、各社2名までとする。

イ 駐車場は、各自で確保すること。

ウ 募集要項、仕様書については、各自で用意すること。

6 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書(様式第2号)を電子メールで、提出すること。なお、その際の電子メールの件名(題名)は必ず「【質問書】徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務」とする。

(1) 受付期限

令和7年9月22日(月)午後5時まで

(2) 受付先

徳島県子ども未来部子ども家庭支援課(担当 : 原、谷本)

E-mail : kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月25日(木)までに徳島県ホームページにて公表する。

(4) その他

企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期限後の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第3号)

イ 会社概要書(様式第4号)

ウ 法人の場合は、登記事項証明書の写し、個人事業者の場合は、個人事業開始届出書の写し

エ 納税証明書(提出日から3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。)

① 国税(法人税、消費税及び地方所得税)

② 徳島県税(徳島県税に未納又は滞納がないことの証明)

※ ②については、業務を実施する支店、営業所等(本社が実施する場合は、本社とする。)の所在地が徳島県内にある場合のみ提出すること。

オ 直近2期分の決算書又は税務申告(法人設立1年未満等で決算書が無い場合は、事業計画書及び予算書)

(2) 提出期限

令和7年9月29日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出場所

〒 770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県こども未来部こども家庭支援課（担当：原、谷本）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) その他

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にすること。郵送する場合は、簡易書留等の配達記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

8 企画提案書等の提出方法等

参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）は次に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等の作成に当たっては、本募集要項 9 から 10 までの作成要領を遵守し、作成するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式第 5 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実績報告書（様式第 6 号）

エ 見積書（様式第 7 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

〒 770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県こども未来部こども家庭支援課（担当：原、谷本）

(4) 提出部数

7 部とする。そのうち、正本を 1 部とし、副本を 6 部とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) その他

ア 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にすること。

イ 郵送する場合は、簡易書留等の配達記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

ウ （2）の提出期限を経過した後の書類の変更及び再度の提出は、認めないものとする。

9 企画提案書（任意様式）の作成要領

(1) 企画提案書の規格

ア A 4 判で作成すること。

イ 印刷は両面印刷を基本とし、表紙及び目次を除き、ページの下部にページ

番号を付すこと。

ウ 記載内容は、できる限り平易な言葉を用いることとし、必要に応じて用語解説を付すこと。

エ 企画提案書に記載した内容は、見積書における見積金額の範囲内で実施可能なものとする。

## (2) 企画提案書の記載内容

企画提案書は、任意の様式とし、別表「徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務企画提案評価基準」を参考に、次の表に定める事項の番号順に記載すること。

|   | 項目     | 記載内容                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事業者概要  | ・ 事業者の概要（代表者、従業員数及び事業所所在地）を記載すること。<br>・ 本業務を担当する営業所の場所及び営業所の職員数を記載すること。                                                                                                                                                                   |
| 2 | 業務実施方針 | 本県の業務の目的を踏まえ、事業者における本業務に対する基本的な考え方、特に留意している点、重点的に取り組む事項などの業務実施方針について記載すること。                                                                                                                                                               |
| 3 | 業務実施体制 | ・ 本業務に従事予定の実施責任者及び実施担当者の実務経験・資格等を記載すること。<br>・ 本業務の実施に当たり、必要な要員を確保し、進捗等の全体管理及び業務を確実に実施できる体制が整っているかについて記載すること。                                                                                                                              |
| 4 | 業務実施計画 | ・ 全体のスケジュール案を示し、進捗管理の手法を記載すること。<br>・ 本業務の実施内容及び実施方法について、仕様書の業務内容に沿って具体的に記載すること。<br>・ 実施内容について、県の求める内容にどこまで対応可能なのか、どこは対応不可なのかを明記し、対応不可の場合は、代替提案も可とする。代替提案に係る記載箇所は、その部分がわかるように記載すること。<br>・ 実施内容について、追加の提案も可とし、追加提案に係る記載箇所は、その部分が分かるようにすること。 |

## 10 見積書（様式第7号）の作成要領

見積書は、次の条件を遵守し、作成すること。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあたっては、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあたっては、その相当額を加算して見積もった金額を記載すること。

(2) 企画提案書、仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。

(3) 経費の総額を示すとともに、費用内訳を示すこと。

※企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 11 審査

(1) 提出された企画提案書等については、県が設置する徳島県一時保護施設基本計画策定業務に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務企画提案評価基準」に基づき、審査を行い、契約予定者を選定する。

また、参加者が1者だった場合は、企画提案の適否を判断する。

(2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行う。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

ア 上限金額を超える金額での見積書の提出があった場合

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明した場合

ウ 選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

エ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明した場合

## 12 審査の結果の通知

(1) 審査結果は審査後、全ての応募者に対し通知するとともに、最優秀提案者の名称等を徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については、公表しない。

(2) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

## 13 契約の締結

契約に当たっては、県と最優秀提案者とが協議の上、随意契約を締結するものとする。ただし、当該協議が整わなかった場合には、次順位の者と協議を行うものとする。

## 14 スケジュール

最優秀提案者の選定に関するスケジュールは、次の表のとおりとする。

| 内容          | 日程                                   |
|-------------|--------------------------------------|
| 公募開始        | 令和7年9月10日（水）                         |
| 現地説明会の開催    | 令和7年9月17日（水）午後3時                     |
| 質問書の受付期間    | 令和7年9月10日（水）から<br>令和7年9月22日（月）午後5時まで |
| 質問回答        | 令和7年9月25日（木）                         |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和7年9月29日（月）午後5時まで                   |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年10月3日（金）午後5時まで                   |
| 書類審査        | 令和7年10月中旬                            |
| 審査結果通知及び公表  | 令和7年10月中旬                            |

## 15 その他

(1) 県において公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。

(2) プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(3) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 本プロポーザルに参加後、参加を辞退する場合は参加辞退届（任意様式）を提出するものとする。

- (5) 本プロポーザルで使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 本県が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務に対する企画提案以外の目的で使用し、第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (7) 本プロポーザルの参加に当たり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、県は一切その責を負わない。
- (8) 本募集要項に規定していない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本県が判断するものとする。

16 問い合わせ先

〒 770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県こども未来部こども家庭支援課（担当：原、谷本）

T E L : 088-621-2715

E-mail : kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp